

改正概要説明書

国名：シンガポール

法令名：商標規則

改正情報：2017年 s149 により改正，2017年4月1日施行

改正概要：

1. 旧商標規則では附則3にニース協定に基づく商品及びサービスの分類が記載されていたが、ニース分類の変更の度に商標規則附則3を改正することを避けるため、商標規則の規則2に「ニース協定」及び「ニース分類」の定義を設け、「商品及びサービスを附則3に従って分類する。」としていた規則19を「商品及びサービスは商標登録出願の出願日現在で効力を有するニース国際分類に従って分類される。」と変更した。(規則2，規則19)
2. 異議申立書及び答弁書の提出期間延長請求において、事前の利害関係者の同意は不要となった。また、出願人からの答弁書が提出された場合、旧規則では登録官の裁量であった聴聞は、必ず行うこととなった。(規則29，規則31，規則31A)
3. 異議申立手続きの証拠ラウンドに係る誓約書提出の時期的要件が登録官の裁量(ただし、2月以上)となった。(規則31A，規則32－規則34，規則38)
4. 取消，無効及び更正の申請手続きにおける答弁書の提出期間延長請求において、事前の利害関係者の同意は不要となった。また、誓約書提出の時期的要件が登録官の裁量(ただし、2月以上)となった。(規則58，規則59)
5. 期間の延長請求手続きに係る様式が明確化され、事前の利害関係者の同意は不要となった。(規則77)

改正内容：

・規則2

(1)において、「ニース協定」及び「ニース分類」が追加された。

・規則19

(2A)は、新設項である。

・規則29

異議申立書に対する期間延長請求に関して明確化された。

・規則31

異議申立に対する答弁書提出期間延長請求に関して明確化された。

・規則31A

異議申立に関する新設規則である。

・規則32 - 規則34

異議申立に関する誓約書に関して明確化された。

• **規則 38**

異議申立手続における登録官の決定に関して明確化された。

• **規則 58**

取消，無効及び更正に係る答弁書の提出に関して明確化された。

• **規則 59**

更なる手続に関して明確化された。

• **規則 69**

(1B)は，新設項である。

• **規則 77**

期間の延長請求に関して明確化された。